

県南海区許可　－新規許可申請を受け付ける漁業－

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可または起業の認可をすべき漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格	（参考）長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	（参考）長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
固定式さし網漁業	一重さし・三重さし網漁業（西彼外海海区）	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし		1 長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和7年8月18日から 令和7年9月18日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書	1. 漁具 （1）浮子方の全長は、1,600メートルを超えてはならない。 （2）網丈は3.5メートルを超えてはならない。 2. 操業の制限 （1）西海市大瀬戸町松島南端と南松浦郡新上五島町太田郷相ノ島南端とを結ぶ線以南の区域においては、4月1日から12月31日までの間、午前10時から午後3時までは操業してはならない。 （2）一重さし網漁業と三重さし網漁業を同時に操業してはならない。	（許可の日）から 令和10年7月31日まで
潜水器漁業	ひじき、もずく、わかめ、あわび、さざえ、いせえび、うに、たこ、なまこ潜水器漁業（橘湾中央地区）	（1）共同漁業権南共第27号（有喜地区） 共同漁業権南共第27号の区域のうち、諫早市有喜町と同市早見町との境界と点口（諫早市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界から真方位145度3,000メートルのところ）を結んだ直線以西の区域。 （2）共同漁業権南共第28号（江ノ浦地区） 共同漁業権南共第28号の区域のうち、次の4、二、ホ、5の各点を順次結んだ各直線と4から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点1 諫早市早見町と同市飯盛町との最高高潮時海岸線における境界 2 諫早市飯盛町後田向島頂上 3 諫早市飯盛町下釜と同市同町川下との最高高潮時海岸線における境界（香田川） 4 諫早市飯盛町後田海岸標識 5 諫早市飯盛町江ノ浦漁港防波堤東側突端 点イ 1から145度3,000メートルのところ ロ 2から135度2,700メートルのところ ハ 3から180度2,000メートルのところ ニ 4から180度の直線と点ロとハを結んだ直線との交点 ホ 5から180度の直線と点ロとハを結んだ直線との交点 （3）共同漁業権南共第29号（池下地区） 共同漁業権南共第29号の区域のうち、諫早市飯盛町池下魚見平と点ロ（同市同町下ノ島南端から180度1,273メートルのところ）とを結ぶ直線以西の区域	ひじき 2月1日から7月31日まで もずく 2月1日から7月31日まで わかめ 12月1日から5月31日まで あわび 12月21日から10月31日まで さざえ 1月1日から12月31日まで いせえび 8月21日から5月20日まで うに 1月1日から12月31日まで たこ 1月1日から12月31日まで なまこ 12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	3	長崎県諫早市に住所を有する者	対象としない	対象とする	令和7年8月18日から 令和7年9月18日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権者の同意書 ⑦潜水士免許の写し	1. 潜水器具 ヘルメット式、マスク式、ナルギール式以外の潜水器具を使用してはならない。 2. 操業の制限 （1）夜間（日没から日出まで）操業してはならない。 （2）同時に潜水する潜水従事者の数は1人とする。	令和7年10月1日から 令和8年9月30日まで
	なまこ、うに、あわび、さざえ潜水器漁業（網場地区）	共同漁業権南共第32号の区域のうち、基点3から真方位140度の線と基点4から真方位140度の線で囲まれた共同漁業権内 基点3 長崎市潮見町はなぐり鼻標識 基点4 同市潮見町と太田尾町との境界（共同漁業権基点5）	なまこ 11月1日から3月31日まで うに 11月1日から10月31日まで あわび 12月21日から10月31日まで さざえ 11月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象とする	令和7年8月18日から 令和7年9月18日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権者の同意書 ⑦潜水士免許の写し	1. 潜水器具 ヘルメット式、マスク式、ナルギール式以外の潜水器具を使用してはならない。 2. 操業の制限 （1）夜間（日没から日出まで）操業してはならない。 （2）同時に潜水する潜水従事者の数は1人とする。	令和7年11月1日から 令和8年10月31日まで